



御嶽山噴火及び長野県神城断層地震による影響を受けた中小企業者を支援するため、セーフティネット保証4号の地域指定を受けました

御嶽山噴火及び長野県神城断層地震について、セーフティネット保証4号の地域指定を受けたことにより、当該災害の影響を受けた中小企業者が融資を受ける際、一般保証とは別枠の保証が利用可能となります。

1 セーフティネット保証4号の概要

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づき、突発的な災害等により相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業者が、一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）の保証（借入額の100%を保証）の利用が可能となる制度です。

2 指定地域

- (1) 御嶽山噴火に係る指定地域
松本市、上松町、南木曾町、木曾町、王滝村、大桑村
- (2) 長野県神城断層地震に係る指定地域
白馬村、小谷村、小川村

3 対象中小企業者

次のいずれにも該当する中小企業者が対象となります。なお、売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。

- (1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

4 認定申請

平成27年3月4日（水）から平成27年6月3日（水）までの期間中に指定地域の市町村において、認定申請を行ってください。

5 その他

詳細については、経済産業省のホームページ（下記URL）をご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150212003/20150212003.html>

しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）推進中



銀座 NAGANO

しあわせ信州シェアスペース

産業労働部産業立地・経営支援課金融支援係
(課長)内田雅啓 (担当)小林司 神保明浩
電話：026-235-7200 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2961
FAX：026-235-7496
E-mail keieishien@pref.nagano.lg.jp